

保存版

非常変災時の登下校について

非常変災時の登下校について、令和5年8月、その一部に改訂がありました。保護者の皆さまにおかれましては、気象情報や災害情報等にご留意いただき、子どもたちの安全が確保されますようご協力をお願いいたします。

【特別警報が発令されている場合】

★最大限の警戒を行い、ただちに命を守る行動をとってください。

1. 登校前

○午前7時現在、堺市に特別警報が発令されている場合は、臨時休業とします。

2. 始業後

○原則として、直ちに授業を中止し、保護者等のお迎えがあるまで学校で子どもを保護します。

なお、お迎えの際には、安全に配慮され、学校にお越しくください。

【暴風警報が発令されている場合】

1. 登校前

○午前7時現在、堺市に暴風警報が発令されている場合は、臨時休業とします。

2. 始業後

○原則として、ただちに授業を中止し、子どもを集団下校させます。その際は提出していただいた「緊急時の下校に関わる調査票」のように措置します。変更が生じた場合は、連絡帳で担任までお知らせください。

【大雨警報が発令されている場合】

1. 登校前

○午前7時現在、堺市に大雨警報が発令され、かつ、JR 阪和線及び南海高野線及び南海本線の3線が全て運休している（一部運休は除く）場合は、臨時休業とします。

○線状降水帯の発生が予想され、子どもたちに危険が及ぶ雨量と判断される場合については、上記の条件を満たしていなくても、全市一斉臨時休業とすることもあります。その場合は、事前に学校よりお知らせいたします。

2. 始業後

○暴風警報の際と同様に、気象状況に応じて下校時刻を繰り上げ、子どもを集団下校させたり、通常下校時刻に集団下校させたりする場合があります。

- 特別警報・大雨警報が午前7時までに解除された場合でも、道路の冠水、河川の増水、橋梁の決壊、崖崩れなどで、登校が危険な場合があります。安全を確認したうえで、登校させてください。
- 局地的な大雨など、危険が感じられるときは、決して無理に、登校しないでください。

【雷が鳴っている場合】

1. 登校前

○雷が収まるまで自宅に待機してください。一般的には、最後の雷鳴から20分以上経過すれば、雷雲は去ったと判断できます。

2. 始業後

- 屋外での活動を中止し、雷が収まり、30分以上経過するまで子どもを屋外に出さないようにします。
- 下校時に雷がなっている場合は、下校時間を遅らせるなどの措置をとります。

【大地震発生の場合】

1. 登校前

- 堺市域（一部でも）に震度5弱以上の地震が発生した場合は、臨時休業とします。
- 震度4以下の地震であっても、危険が感じられるときは、決して無理に、登校しないでください。
- 状況によっては、「始業時間の変更」、「臨時休業」の連絡をすることがあります。

2. 始業後

- 子どもの安全を確保し、引き渡しが可能と判断できる場合は、速やかに保護者等に引き渡すようにします。保護者等への引き渡しが困難な場合は、保護者等の迎えがあるまで、学校で子どもを保護します。

【津波警報が発令されている場合】

○津波避難地域内の学校においては、堺市に津波警報が発令された場合、臨時休業となりますが、本校は津波避難地域外ですので、臨時休業にはなりません。

緊急時は、原則として登録していただいている保護者連絡システム「tetoru」やホームページ等でお知らせしますが、災害の規模や状況により tetoru での配信・学校ホームページ更新ができない場合もあることをご留意ください。また、緊急時には、電話での問い合わせには対応できない場合があります。ご了解ください。